

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜都市計画道路事業の認可

(都市整備課) 三九九^頁

公 示

落札者等に関する公示

(情報企画課) 四〇〇

認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間の更新に関する件

(環境企画課) 四〇〇

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 四〇〇

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 四〇〇

土地改良区役員の退任及び就任

(中濃農林事務所) 四〇三

告 示

岐阜県告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業 三・三・一一号 金町那加岩地線

岐阜都市計画道路事業 三・三・七九号 日野岩地大野線

三 事業施行期間

令和二年七月二十八日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜市水海道二丁目並びに水海道二丁目

使用の部分 なし

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県統合利用番号連携カーナビ構築及び運用・保守業務

委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成十七年政令第372号）第11条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和二年六月一日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

株式会社エヌ・アイ・アイ・テータ

代表取締役社長 本間 洋

6 契約金額 163,542,500円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課地域情報化係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

○認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間の更新に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の八第二項の規定により認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間を更新したので、同条第六項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により、次のとおり当該認定鳥獣捕獲等事業者の名称等を公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 名称

脇谷技研株式会社

二 住所

高山市国府町瓜巢二二七番地一

三 代表者の氏名

脇谷 将斗

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
坂祝東部地区	坂祝町役場	令和二・ 二・ 八七・二八から 二六まで

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市坂下の一部（矢測）

三 調査を行った期間

平成二十八年六月から令和二年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（坂下の一部）の地籍図

中津川市（坂下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市蛭川の一部（旗巻淵）

三 調査を行った期間

平成十七年六月から令和元年十二月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（蛭川の一部）の地籍図

中津川市（蛭川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市下野の一部（奈良尾）

三 調査を行った期間

平成十八年六月から令和二年一月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（下野の一部）の地籍図

中津川市（下野の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市下野の一部（田代）

三 調査を行った期間

平成二十年六月から令和二年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（下野の一部）の地籍図

中津川市（下野の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

瑞浪市日吉町の一部（南垣外5地区）

三 調査を行った期間

平成二十四年十一月から平成二十六年十二月まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞浪市（日吉町の一部）の地籍図

瑞浪市（日吉町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

恵那市武並町の一部（深萱）

三 調査を行った期間

平成二十七年一月から令和元年十月まで

四 地図及び簿冊の名称

恵那市（武並町の一部）の地籍図

恵那市（武並町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

恵那市武並町の一部（田尻）

三 調査を行った期間

平成二十五年九月から令和元年十月まで

四 地図及び簿冊の名称

恵那市（武並町の一部）の地籍図

恵那市（武並町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

下呂市馬瀬数河の一部（数河）

三 調査を行った期間

平成十五年六月から令和二年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

下呂市（馬瀬数河の一部）の地籍図

下呂市（馬瀬数河の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

下呂市馬瀬数河の一部（数河）

三 調査を行った期間

平成十六年六月から令和二年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

下呂市（馬瀬数河の一部）の地籍図

下呂市（馬瀬数河の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡池田町

二 調査を行った地域

揖斐郡池田町大字願成寺の一部（願成寺南）

三 調査を行った期間

平成二十七年四月から令和二年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

揖斐郡池田町（願成寺の一部）の地籍図

揖斐郡池田町（願成寺の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年七月二十八日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土良地区 改定地名	年月日	退任	役名	氏名	住所	所
関市木曾川右岸用水土地改良区	令和 二・六・三		理事長	尾関健治	関市東田原	一〇九七番地
			副理事長	桑畑嘉彰	関市東田原	五九九番地
			会計理事	石原辰二	関市大杉	五九二番地七
			理事	鈴木康氏	関市西田原	九三六番地一
			理事	栗山清文	関市西田原	八九八番地二
			理事	遠藤博	関市西田原	一〇四四番地
			理事	河村武夫	関市西田原	二二五三番地二
			理事	山本義樹	関市西田原	一六八七番地二
			理事	坂井政信	関市大杉	四七六番地
			理事	今瀬稔	関市東田原	四四〇番地一
			理事	大澤敏夫	関市小迫間	八一七番地五
			理事	小川鉄夫	関市小迫間	六〇七番地
			理事	鷲見詔章	関市迫間	三五四五番地
			理事	東谷勝弘	関市迫間	三九九六番地一
			理事	河村真澄	関市迫間	六九九番地一
			総括監事	宮本博美	関市東田原	七八〇番地
			監事	神谷元美	関市西田原	八八二番地二
			監事	井戸道夫	関市大杉	七一六番地

就任した役員

土良地区 改定地名	年月日	就任	役名	氏名	住所	所
関市木曾川右岸用水土地改良区	令和 二・六・三		理事長	尾関健治	関市東田原	一〇九七番地
			副理事長	鈴木康氏	関市西田原	九三六番地一
			会計理事	石原辰二	関市大杉	五九二番地七

理事	小川鉄夫	関市小迫間	六〇七番地
理事	遠藤博	関市西田原	一〇四四番地
理事	栗山浩一	関市西田原	六四三番地
理事	長村英敏	関市大杉	六八九番地
理事	吉田朗	関市小迫間	一三九番地
理事	野口敏幸	関市迫間	三三三番地
理事	河村茂夫	関市迫間	五七〇番地一
理事	白田正嗣	関市東田原	一〇六三番地一
理事	栗山敏彦	関市西田原	八七九番地四
理事	早川周治	関市迫間	二八九一番地一
理事	間宮久司	関市東田原	七五八番地
理事	白田信幸	関市東田原	五六九番地
総括監事	河村武夫	関市西田原	二二五三番地二
監事	山本義樹	関市西田原	一六八七番地二
監事	坂井政信	関市大杉	四七六番地
員外監事	吉田安利	関市中三丁目	三一九番地六

令和二年七月二十八日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社